

岐阜県公報

号外(1) 令和八年二月十七日

目次

産業廃棄物処理施設の設置許可の申請

(廃棄物対策課)

ページ

岐阜県告示第七十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び生活環境影響調査書を縦覽に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に利害関係を有する者は、岐阜県知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書(氏名、住所、事業の名称及び意見を日本語により記載した書面に限る)を提出することができる。

令和八年二月十七日

岐阜県知事 江崎禎英

告示

- 一 申請者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社清流パワー・エナジー
- 二 代表取締役 酒井 康弘
- 岐阜市笠土居町二七番地
- 三 産業廃棄物処理施設の設置場所
加茂郡八百津町久田見五二三三番八外
- 産業廃棄物処理施設の種類
 - 汚泥の焼却施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第七条第三号に該当する施設)
 - 廃油の焼却施設(令第七条第五号に該当する施設)
 - 廃プラスチック類の焼却施設(令第七条第八号に該当する施設)

